機械科

ション

に、「プラスチック成形　強化プラスチック成形」を「プラスチック製品科　プラスチック成形　強化プラスチック成形」に、「ブロック建築　エーエルシーパネル施工」を「ブロック建築科　ブロック建築施工」に、「カーテンウオール施工　ガラス施工」を「ブロック建築科　サッシ・ガラス施工科　サッシ・ガラス施工」に改め、同表ウエルポイント施工の項中「ウエルポイント施工」を「ウェルポイント施工」に改める。

別表第十一の三電子科の項中「第一級アマチュア無線技士」を「第一級アマチュア無線技士」に、「第二級アマチュア無線技士」を「第二級アマチュア無線技士」に改め、同表ブロック建築科の項中「ブロック建築科」を「ブロック建築科」に改める。

別表第十一の三の次に次の三表を加える。

別表第十一の三の二（第四十八条の四第一号関係）

一　講習の実施方法

1　この表の科目又は範囲ごとに通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うこととする。

2　全体の半分以上を通学の方法によつて行い、いずれの分野においても当該分野すべてが通信の方法によらないこととする。

二　知識及び技能の修得の確認

講義及び演習は、修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこととする。

三　教材

科目に応じた適切な内容の教材を用いることとする。

四　講師等

1　教科の科目に応じ当該科目を効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者とする。

2　演習は、講師のほか、講師の補助者を配置する。

五　講習を受ける者の数

講義は三十人以下、演習は二十人以下とする。

科目	範囲	時間（単位は時間とする。）		
		講義	演習	合計
キャリアコンサルティングの社会的意義	一　社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解	三	○	一〇
	二　キャリアコンサルティングの役割の理解	三		
	三　キャリアコンサルタントの活動	四		

キャリアコンサルティングを行うために必要な知識	一　キャリアに関する理論	三	○	三〇	
	二　カウンセリングに関する理論	三			
	三　自己理解の知識	二			
	四　仕事の知識	二			
	五　職業能力の開発の知識	三			
	六　人事管理及び労務管理の知識	三			
	七　労働市場の知識	二			
	八　労働関係法令及び社会保障制度の知識	二			
	九　学校教育制度及びキャリア教育の知識	二			
	十　メンタルヘルスの知識	四			
	十一　ライフステージ及び発達課題の知識	二			
	十二　人生の転機の知識	一			
	十三　個人の特性の知識	一			
キャリアコンサルティングを行うために必要な技能	一　基本的な技能 1　カウンセリングの技能 2　グループアプローチの技能 3　キャリアシート（法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4　相談過程全体の進行の管理に関する技能	九	五三	七〇	
	二　相談過程において必要な技能 1　相談場面の設定 2　自己理解の支援 3　仕事の理解の支援 4　自己啓発の支援 5　意思決定の支援 6　方策の実行の支援 7　新たな仕事への適応の支援 8　相談過程の総括	八			